

連載
映画から
見えてくる
世界
第8回

『それでもボクはやってない』
ゾーツとする裁判の話

木下 昌明 (映画評論家)



周防正行監督の『それでもボクはやってない』が一月二〇日に封切ら

れたので、その日にわたしはみた。この映画は、一人の青年が満員電車のなかで痴漢と疑われて逮捕され、自分の無実をはらそうとする——その過程で日本の裁判のあり方を問うものである。裁判映画といえば、わたしはこれまで結構みている。しかしいまでも脳裏に浮かんでくるのは一本だけだ。ずっと昔、少年のころにみた今井正監督の『真昼の暗黒』(56年)。殺人の主犯として死刑を宣告された青年が、面会室のガラス窓にはりついて「また最高裁がある!」と叫んでいたラストシーン。あれは強烈だった。それに法廷で、弁護士がつじつまの合わない犯行時間を実

証してみせるところで、時間を合わせるために青年たちが走りながら計画たてたり、忍術使ったりというコミカルなタッチで表していたことなど記憶している。のちにわかったことだが、実は、これは単なるフィクションではなく、「八海事件」という当時進行中だった裁判をモデルにして無実の青年たちを有罪にしようとする警察↓検察↓裁判官に対する被告↓弁護士の側からの異議申し立ての映画だった。そこで今井正と脚本の橋本忍は、その事件を担当した正木ひろし弁護士の『裁判官』をもとに事件の再現ドラマのためにできるだけ娯楽色を排し、当時としては珍

しい公的権力機関の非道を正面から
抉り出したものだ。

実際の裁判は、映画公開から二十
七年もたって決着した。何度も差し
戻され、七八年に第三次の上告審で
ようやく青年たちの冤罪をはらすこ
とができた。それだつてこの映画に
よる社会的影響が大きかったことは
否めない。その意味では、映画は単な
る娯楽ではなく、現実への告発の武
器となることを教えてくれた。

その点、『それでもボクはやって
ない』は、タイトルからみれば『真
昼の暗黒』同様に進行中の事件を素
材にしているようにみえるが、そう
ではない。周防によると、モデルに
した事件はすでに終わつていて、四
年前に『朝日新聞』の記事をみたの
がきっかけだという。その記事は、
「二人のサラリーマンが身に覚えの
ない痴漢の罪に問われ」、一審で有
罪、二審で逆転無罪になった経緯を
伝えていたものである。これをドラ

マの下敷きにしたことは映画をみれ
ば推察できる。また、素材が残忍な
殺人事件のたぐいではなく、「痴漢」
といった軽犯罪でしかないが、これ
は喜劇調が得意な周防ならではの目
の付けどころといえよう。しかし、
周防の力量は、その素材がコミカル
にならず、日本の裁判のあり方を問
う問題作としての一編に仕上げたと
ころにある。それは痴漢記事だけで
満足せず、それに類似した裁判など
見学したことが大きい。そこで裁判
のいろいろな実態を目撃し、観察し
たこと。周防自身、パンフレットに
「傍聴した裁判」約三〇件(傍聴回数
合計・約二百回)※東京・八王子・横
浜・大阪・川崎五裁判所において。取
材依頼者・約二〇〇人／参考文献・
約二〇〇冊／取材時間二〇〇〇時間
とあるように、精力的に裁判所に通
い、関係者から話をきき、文献をよみ
あさっている。その行動力にわたし
は瞠目する。このエネルギーが日本

の裁判システムへの正面からの批判
となったことがよくわかる。

かくいうわたしも裁判経験がある。
幸いわたしの場合、刑事裁判でなく
民事であった。だから、映画をみて
いまさらのごとく胸をなでおろして
いる次第である。ただ、この映画から
も、わたしがみた裁判光景を思い起
こさせるシーンをいくつかみること
ができた。たとえば、裁判官と弁護士
が日時を調整するところ(へえ、刑
事でも同じなんだ!)とか、裁判官
が転勤で交代するところ(わたしの
場合もこういう転勤が多かった。だ
からAという裁判官に気持ちを込め
て証言しても、新しいBは書面でし
かみないから証言の真意が伝わった
かどうか怪しい)とか、また裁判中
に裁判官が居眠りするところ(わた
しのときはお昼時間を気にして時計
ばかりながめている裁判官がいた)
とか、瑣末なシーンも裁判を見学し
ているからこそみえてくるものだ。

それゆえに、この映画も、裁判官が正義の味方で、冤罪をはらしてめでたしめでたしの感動ドラマになっていない。そんな映画は腐るほどあるが、これはメロドラマになるような情緒的要素をできるだけ排している。

その一例として、主人公の就職活動中の青年金子徹平（加瀬亮）と元彼女の陽子（鈴木蘭々）との再会や、新人弁護士を演じる瀬戸朝香と当番弁護士役の田中哲司との関係などにメロドラマにしやすい要素がある。が、そこを画面から排除して、むしろ瑣事として切り捨てられるところに焦点をあてている。その一つが先にあげた裁判官のシーンだが、裁判所の外のシーンでも、主人公徹平の留置所ぐらしなどにそれがみられる。そこでもカメラは徹平の内面だけ浮かび上がらせるのではなく、留置所はどんなしくみなのか、そこでの日常はどんなしきたりなのかにも照明を

あてている。また、徹平が痴漢をしたかしくなかつたかを大勢で再現ビデオを作るシーンでも、かれが痴漢された女性から手をつかまれ、その手を抜こうとしても背後の電車ドアにぶつかって抜けないとか、なぜ彼がドアに挟まれた上着を必死になって引っばろうとしたのかとか、の些事にこそ関心が向けられている——そしてそれが別の意味でひどくドラマティックでもある。しかし、それがそが裁判にせまる手法なのだ。そういったシーンに、わたしはドキュメントというよりむしろ「教育劇」を思わせるものがあると思った。プレヒトのいう「異化効果」によく似ている。観客は、画面上の人物の身ぶりや行動に感情移入しないでそれらを観察することなく、外側から距離をおいてみることで、いま起きている状況のことなまでに思考がおよぶからだ。そんなシーンをつみ重ねていくな

かで、周防がもつと訴えたかったことは、日本の裁判は、小さな事件であろうとなかろうと、いったん逮捕され起訴されてしまうと、警察→検察→裁判官の公的権力によって九九・九%まで有罪にされてしまう恐ろべきシステムになっているということ。周防はこれに異議申し立てをしていく。そこで映画はトップシーンからわかりやすく描いてみせる。

冒頭、電車内で中年の男が女性に痴漢する。男はすぐに逮捕されて取調室で尋問される。最初は「やってない」と白ぼっくれるが、刑事が粘着テープで手のひらに付着した女性の繊維を採集すると、男はあわてて土下座して「やった」と認める。その結果、一日のうちに帰してもらいうことができない。これは徹平とは逆のケースで、ドラマ全体の伏線になっている。徹平の場合、全くやっていないから無実を主張するが、それだと刑事は受けつけてくれない。ま

た、徹平が最初に警察で紹介された当番弁護士からも「本当に無実でも無罪になる保証はない。今認めて示談すれば、それでおしまいだ」と説得される。刑事は、被害者が恥をしので訴えてきた若い女性という先入観もあって、そのときの状況をよく調べもしないで主人公を頭から犯罪人視してしまうし、弁護士はたとえ無実でも有罪を認めた方が早く解決するといった安易な選択をする。そこには何が正しく何が誤っているかの追及よりも先に、「逮捕されたものが悪い」、だから謝罪して恭順の意を示すのが当然とする、公権力への個人の拝跪が前提になっていることだ。この非論理的な論理が裁判にいたるまで貫かれている。

後になっても（多少形骸化しつつも）温存されたわけだ。確かに戦後、新憲法の下に人権を重視した人民主権の法律が誕生した。わたしは自分が裁判するなかで憲法や労働法に目を通して、日本にこんな素晴らしい法律があるのか、と驚いたことがある。しかし、それは日本の民衆が自らの手で古い支配体制を壊して獲得したものでなく、その土壌の上に、外から世界の規範として与えられたものであった。だからどんなに素晴らしくてもそれを活用するものは旧態依然の体質のままに活用している。このことが問題なのである。――周防の裁判批判の映画から、わたしはそこまで視野を広げてみる事ができる。そこがこの映画のすごいところだ。

事件である。これによって冤罪となつた人々の無実を求めて遺族が裁判でたたかっている。その再審控訴審で、またもや裁判所が「門前払い」をくわせたという記事。それは、事件を冤罪と認めれば、裁判所自体がデッチ上げに加担していたことが問われるからである。

もう一つは、富山県で発生した強姦事件で逮捕された男が、服役後に無実が判明した記事。それは別の事件で逮捕した人物の自供と、その足跡の一致からわかつたとされるもの。服役した男は、最初「やってない」と主張したが、警察の脅しとウソで認めさせられた。これによって男は人生を棒にふるってしまった。やっていなくとも「やってる」と認めた場合、その人間は生涯苦しみつづける。警察の側は一月三十一日、当時の捜査員たちを「処分しない」と発表した。映画と現実がここでびたりと重なる。ゾーッとするではないか。